

令和4年から適用

## ～上越市内農地(水田)の参考賃借料～

令和4年1月

上越市農業委員会

農地の賃貸借契約を締結する際に参考とする賃借料を設定しました。

一定の条件のもとで算定した額であり、実際はそれぞれ条件が異なるため、土地の形状、収量、土地改良区の経費など個々の実情を勘案し、貸し手と借り手で十分に話し合い、決めてください。

| 地 域      | 参考賃借料(10a当たり) |
|----------|---------------|
| 市内平坦地域全域 | 10,600円       |

※中山間地域については、条件等を考慮のうえ、話し合いにより決定してください。

### 設定した条件等

- ・市内平坦地域の水田10ha程度で主食用米を生産するケースを想定し、粗収入から生産費用と経営者報酬を差し引き、算定しました。
- ・粗収入は、市農業再生協議会の基準単収とJAから農家へ支払われた「コシヒカリ」と「こしいぶき」の価格を参考としました。
- ・生産費用は、育苗費・肥料費・農薬費・光熱動力費・水利費・農機具費・労働費などの合計で、JA、農業共済組合、土地改良区、統計の数値を参考としました。  
なお、水利費(土地改良区の賦課金)に、ほ場整備工事の償還金は含みません。
- ・粗収入及び生産費用の額は、下記の数値で算定しています。  
それぞれの条件に当てはめる際の参考としてください。

| 参考数値(10a当り)  | 米の収量  | 土地改良区賦課金 |
|--------------|-------|----------|
| *数値は区域の平均値です | 541kg | 5,203円   |

### 留意事項

- ・参考賃借料は、話し合いの参考としていただくためのもので、強制ではありません。
- ・前年の契約実績をまとめた「賃借料情報」も毎年作成していますので、あわせてご利用ください。

**貸し手、借り手で十分な話し合いをお願いします！**